

総務常任委員会・建設産業常任委員会・文教常任委員会連合審査会

- 1 開 議 平成27年3月16日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 議会棟第1会議室
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高野	礼子	出席
副委員長	小池	利雄	出席
委員	星	雅人	出席
	黒澤	昭治	出席
	小野寺	尚武	出席
	藤田	紀夫	出席
	前田	雄一郎	出席

建設産業常任委員会名簿

委員長	君島	孝明	出席
副委員長	植竹	福二	出席
委員	印南	久雄	出席
	高崎	和夫	出席
	印南	好男	出席
	小林	正勝	出席

文教常任委員会名簿

委員長	高瀬	重嗣	出席
副委員長	高木	雄大	出席
委員	滝田	一郎	出席
	篠崎	博	出席
	引地	達雄	出席
	中川	雅之	出席

当局	総合政策部長	黒崎博孝	出席
	産業振興部長	西海武雄	出席
	建設部長	八木沢政和	出席
	教育部長	奥村昌美	出席
	情報政策課長	木下義文	出席
	農政課長	福田好則	出席
	都市計画課長	平山稔	出席
	生涯学習課長	齋藤久男	出席

文化振興課長 小 針 玲 子 出席
スポーツ振興課長 飯 島 進 出席

事務局 吉 成 信 一 出席
佐 藤 崇 之 出席
菊 池 康 弘 出席

◎開 会

午前10時01分 開会

○委員長（高野礼子君） ただいま出席委員は19名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会・建設産業常任委員会・文教常任委員会連合審査会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、黒崎総合政策部長、西海産業振興部長、八木沢建設部長、奥村教育部長、木下情報政策課長、福田農政課長、平山都市計画課長、齋藤生涯学習課長、小針文化振興課長、飯島スポーツ振興課長であります。

さて、総務常任委員会に付託された議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての審査につきまして、建設産業常任委員会及び文教常任委員会の所管にも関連する案件であることから、連合審査の申し出をいたしましたところ、その申し出をお受けいただき、本日の連合審査会の運びとなりました。両常任委員会の君島委員長、高瀬委員長並びに委員の皆様にはご出席をいただきまして御礼申し上げます。

なお、おくれましたが連合審査会の主宰は付託委員会の委員長が当たるとされておりますので、私が会議を進行させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

なお、平成27年度より委員会会議録もホームページに掲載されますので、明瞭な発音で発言をお願いいたします。

◎議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

それでは、日程第1、議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（黒崎博孝君） それでは、ご説明いたします。

議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定につきましては、大田原市ICT総合推進計画の推進の一環といたしまして、本市の公共施設等につきまして、個々の施設の使用料区分を変更すること等に伴いまして、関係11条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、情報政策課長からご説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（高野礼子君） 情報政策課長、着席にて説明をお願いいたします。

○情報政策課長（木下義文君） それでは、議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関

する条例の制定の変更についてご説明をいたします。

この条例は、施設予約システムの対象となっております施設の予約に当たりまして、現在の午前、午後、夜間の区分ごとの使用料から1時間単位時間ごとの使用料に変更することに伴いまして、関係いたします11の条例を整理して、使用料区分と使用料をまとめて改正するものであります。詳しくは議案書補助資料にあります、14ページから41ページまでにあります、対象となります条例の新旧対照表に沿ってご説明をいたします。なお、1時間当たりの使用料につきましては、既にあります区分ごとの使用料を1時間当たりに換算することを基本としまして、さらに市内の類似施設等の使用料の統一や市外の類似施設の使用料も参考に算出をしております。

まず最初に、14ページの新旧対照表をごらんください。新旧対照表は、左の欄が改正前の現在の条例で、右の欄が今回改正を行う内容となっております。14ページにありますのは……

○委員長（高野礼子君） ページが違います。済みません。

○情報政策課長（木下義文君） 23ページです。

○委員長（高野礼子君） 23ページ。済みません。

○情報政策課長（木下義文君） 14で大丈夫ですか。

○委員長（高野礼子君） 21ページからということによろしいですね。

○情報政策課長（木下義文君） ごめんなさい。タブレットのほうは14ページのほうで、ペーパーのほうは23ページのほうになります。

○委員長（高野礼子君） 失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○情報政策課長（木下義文君） まず最初に、大田原市農業者健康管理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、今まで無料と規定されておりました体育館の使用料につきまして、受益者負担の観点と市内類似施設等の統一をさせるために、今回有料に改正し、減免規定とともに、市内類似施設の使用料を参考に1時間当たりの使用料を新たに設けるものです。

次に、15ページから16ページ、ペーパーのほうでは24ページから25ページになるのですが、そちらのほうをごらんください。こちらは大田原市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、左の欄の表にあります使用区分の研修棟、多目的ホールの内容を見直し整理し、おのおの1時間ごとの使用料を市内類似施設の使用料を参考に改正するものです。

続きまして、タブレットのほうは17ページ、ペーパーのほうは26ページのほうをごらんください。こちらは大田原市黒羽農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、左の欄の表にあります3つの使用時間区分での使用料を、市内の類似施設の使用料を参考に、右の欄の表のとおり、1時間当たりの使用料に改正するものです。

続きまして、タブレットのほうは18ページ、ペーパーのほうは27ページのほうをごらんください。こちらは大田原市総合文化会館の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、タブレットのほうは18ページ、19ページで、ペーパーのほうは27、28ページになります、左の欄にありますホールの使用料、会議室等使用料の2つの表につきまして、表中の午前、午後、夜間、全日の4つの使用時間区分での使用料を、1時間当たりに換算または市内類似施設の使用料を参考にして、右の欄の表のとおり、2つの使用区分の1時間当たりの使用料に改正するものです。

さらに、タブレットのほうは20ページ、ペーパーのほうは29ページをごらんいただいて、こちらのほうは左の欄の別表第2の器具等の使用料につきまして、表の器具名を見直し整理し、1回当たりから1時間当たりに換算し、右の欄の表のとおり改正するものです。

続きまして、タブレットのほうは22ページ、ペーパーのほうは31ページのほうをごらんください。こちらは大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、左の欄の表にあります午前、午後、夜間、全日の4つの使用区分での使用料を1時間当たりに換算し、右の欄の表にあります2つの時間区分での1時間当たりの使用料に改正するものです。

続きまして、タブレットのほうは23ページ、ペーパーのほうは32ページのほうをごらんください。こちらは大田原市都市公園条例の一部改正の新旧対照表になります。このページの左の欄にあります、1番、野球場及び第2球場の使用料につきまして、(1)、(2)の入場料徴収の有無での区分を実際に合わせて見直し、区分を1つに統一し、右の欄の表のとおり、1時間当たりの使用料に換算して改正するものです。

続きまして、次のページ、24ページ、ペーパーのほうは33ページになりますけれども、のほうに行ってください、こちらの左の欄にあります2番目の陸場競技場の使用料につきましても同様に、入場料の有無での区分を見直し、右の欄の表のとおり、(1)、普通使用料、(2)、専用使用料に区分し、おのおの1時間当たりの使用料に換算して改正するものです。

次のページに行ってください、左の欄にあります、5番、相撲場の使用料につきましては、区分を見直し、整理を行って、おのおの1時間当たりの使用料に換算し、右の欄のとおり改正するものです。

次のページに行ってください、タブレットが26ページ、ペーパーのほうは35ページになります。こちらの表は、大田原市普通公園条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、左の欄にあります施設ごとの4つの使用区分での使用料を1時間当たりの使用料に換算し、右の欄のとおり改正を行うものです。

続きまして、タブレットのほうは28ページ、ペーパーのほうは37ページのほうをごらんください。こちらは大田原市公民館条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、左の欄にあります表の使用区分欄にあります、地区公民館の使用区分を見直し整理し、同時に、午前、午後、夜間の3つの使用時間区分での使用料を市の類似施設の使用料を参考に、右欄のとおり、おのおの1時間当たりの使用料に改正するものです。

次のページに行ってください、タブレットのほうは29ページになります。ペーパーのほうは38ページになります。こちらは大田原市野崎研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、左の欄にあります表の使用区分欄の野崎研修センター内の貸し出し施設名を見直し整理するとともに、午前、午後、夜間の3つの使用時間区分での使用料を、市の類似施設の使用料を参考に、右の欄のとおり、おのおの1時間当たりの使用料に改正するものです。

続きまして、次のページ、タブレットのほうは30ページになります。ペーパーのほうは39ページになります。こちらは大田原市体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表になります。今回の改正では、このページの左の欄にありますように、第8条第2項に規定されている「附属施設の使用料」を削り、さらにおのおの施設全体の共通の改正として、左の欄各欄の午前、午後、夜間、

全日の4つの使用時間区分であった使用料を、表で規定しておりました市外在住者の使用料を、市内在住者、市外在住者の使用区分として明記し、近隣市町にあります類似施設の使用料を参考に、右欄のとおり、おのおの1時間当たりの使用料に改正するものです。

その他の改正につきまして施設ごとに見ていきますと、まず30ページにあります、1番、市民体育館につきましては、(1)、普通使用料では使用料の区分の見直し整理を行い、(2)、専用使用料では、括弧書きで「貸し切りで使用する場合」に改め、同時に、使用者の区分の欄を見直した使用料に改正するものです。

また、次のページにあります備考のところの2におきまして、入場料を徴収する場合の使用料について新たに規定を設けるものです。

同じく、同じページの左欄の下段の(3)、部分使用料につきましては、今までの種目ごとの区分を見直して整理し、使用する部分での区分とし、1時間当たりの使用料に換算して改正するものです。

続きまして、タブレットの32ページ、ペーパーのほうは41ページになるのですがけれども、2番の武道館につきましては、32ページ、左欄の中段の(1)、普通使用料では使用者の区分の見直しを行い、下の段の(2)、専用使用料では括弧内の「入場料を徴収しない場合」から「貸し切りで使用する場合」に改め、同時に、区分の欄を使用実態を考慮して見直して、1時間当たりの使用料に換算し、使用料を改正するものです。

続きまして、タブレットのほうは34ページ、ペーパーのほうは43ページになります。3番目の黒羽体育館におきましては、左の欄の中央の(1)番、部分専用使用料では種目ごとであった区分の欄を見直し、右の欄のとおり使用する部分での区分に改正します。

次のページに行ってください、35ページになります。右欄上段にあります備考の2の中で、高校生以下の使用の際の減免について新たに設けるものです。

同じページの左欄中段の(2)、専用使用料では、1時間当たりの使用料に換算して、右の欄のとおり使用料を改正し、さらに備考を設け、備考の2、3で高校生以下の減免と入場料を徴収する場合の使用料について新たに設けるものです。

同じページの下段から次のページに移る欄の中の(3)番、普通使用料につきましては、使用者の区分の欄を見直して、近隣市町を参考に使用料を改正するものです。

あと、同じページの左の欄の中段にあります(4)番、アマチュアスポーツ以外に使用する場合の専用使用料を削っております。

次のページに行ってください、左の欄の中段にあります、5番、会議室使用料につきましては、午前、午後、夜間、全日の4つの使用区分であった使用料を、備考欄に規定しておりました市外在住者の使用料を、市内在住者、市外在住者の使用区分として明記して、おのおの1時間当たりの使用料に換算し、右の欄のとおり改正を行うものです。

また、同じページの左の欄の下段から次のページにあります別表第2の器具等の使用料につきましては、過去の使用実績を考慮し、今回削ることといたします。

最後になりますが、タブレットのほうは39ページ、ペーパーのほうは48ページのほうをごらんください。こちらは大田原市黒羽公園の設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対象表になります。39ページに

あります1番目、陸上競技場につきましては、左の欄の(1)、(2)で、入場料徴収の有無で区分分けをしておりました使用料を、使用の実績から見直し整理し、右の欄のとおり、(1)、普通使用料、(2)、専用使用料に区分し、午前、午後、夜間、全日の4つの時間区分での使用料を、またただし書きで規定しておりました市外在住者の使用を、市内在住者、市外在住者の使用区分として明記して、おのおの1時間当たりの使用料を近隣市町の使用料を参考に右の欄のとおり改正するものです。

次のページに行っていただいて、2番目のテニスコート、3番目の相撲場、次のページの4番目の多目的公園につきましても、おのおの左の欄の表中のただし書きで規定しておりました市外在住者の使用料を、右の欄で市内在住、市外在住者の使用区分として明記し直し、1時間当たりの使用料に換算して使用料を改正するものです。

以上、当条例において11条例の使用料区分と使用料金の一部改正を行うものです。

なお附則として、この条例の施行期日は、平成27年4月1日となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長(高野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員(滝田一郎君) 委員長、マイクなしでよろしいですか。

(「聞こえればいいよ」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 大きな声でお願いします。

○委員(滝田一郎君) 2点ほどお伺いいたしますが、まず1点は、1時間当たりということに全てなっていて、この管理について、運用で問題ないかということが1点でございます。

もう一点は、資料で27ページの総合文化体育館関係と31ページの与一伝承館の使用料の改定が代表するものであるというふうにちょっと私は見たのですけれども、この館の大きな改定なのです、特にこれは、私が見た範囲では、これらに関しては、減価償却と言ったらちょっと大きなのですけれども、平たく言って古い建物というのか老朽化している建物、あるいは新しい建物によって、多少利用料に対して加味した点はございますか、お伺いいたします。

○委員長(高野礼子君) 情報政策課長。

○情報政策課長(木下義文君) 最初のほうの質問にお答えします。

1時間当たりのほうに際して運用のほうは問題点がないかということで質問いただいたわけなのですが、実際には現況はこの午前、午後、夜間というふうな時間区分で今やっているところなのですが、実態としては時間貸しという形で運用しているところもあるのですけれども今回はそれを加味して、改めて1時間に直したという経過でございます。

○委員長(高野礼子君) 教育部長。

○教育部長(奥村昌美君) 次に、与一伝承館と総合文化体育館について、施設の古い部分についての減価償却等を考慮して料金は設定をしたのかというご質問でございますが、特に減価償却を考慮したということとはございません。

以上であります。

○委員長(高野礼子君) 星委員。

○委員（星 雅人君） 3点ほどご質問させていただきます。

1つが、使用料収入合計で与える影響みたいなものがどのようになるかということが1点目です。

2つ目は、負担がふえる方々が多分部分的にはもちろんいらっしゃると思います。特に午前中の使用をされていた団体さんですとか、3時間使うとなると。夜間の収入は、結構夜間は負担が減ると思うのですが、昼間の使用料なんかだと多くなってしまいますので、そちらの人たちに対す配慮や、どのようにお伝えしていくのかという点が2点目。

あと、3点目ですが、体育館の使用等で中学生以下は今まで無料だったのが有料になってしまうというところがあると思うのですが、そちらの与える影響等が考えられるかどうかお伺いいたします。

○委員長（高野礼子君） 教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 今回の改正に伴います使用料収入の影響ということでございますが、例えばの話で、先ほど出ました那須与一伝承館とか総合文化体育館について申し上げますと、例えば平成25年度と平成26年度の利用件数や利用者数を調査しましたので、ちょっとご報告申し上げます。平成25年度ですと那須与一伝承館多目的ホールの利用件数は1万6,244人、26年度が1万5,692人。これは、2月末までの利用者数なのですが、利用件数にしますと、平成25年度で92件、平成26年度で84件で、利用料金なのですが、平成25年度ですと76万5,020円、26年度ですと96万2,460円という実績でございます。

ただ、それでその影響でございますが、単純に比較する以外にないものですから、それを比較したものがございまして、平成27年2月には9件ほど利用者がありましたが、現行料金と改正料金でいきますと、現行料金でいきますと10万6,200円、改正後の料金でいきますと10万4,330円程度ということで、98.2%ぐらいになるのではないかという見込みを立てております。

といいますのは、先ほど来出ておりますように、午前中ですと9時から12時までというような体系で利用料金は今まで現行では設定されておりますが、現場を運営している職員などに聞きますと、ぴったり3時間を利用するというのはまずないのだそうです。大抵の場合は、9時から申し込みにはなりますが、実質利用は10時から12時までというような、大体2時間ぐらい。午後におきましても、現行ですと4時間ぐらいの利用体系にもなっているのですが、実質的には2時間から3時間ぐらいというのが現状なのだそうなのです。細かい時間を単位にしたデータというのがございませぬので、現場の担当に聞く以外にはなかったのですが、そういう話を聞いております。

そのようなことから勘案しますと、全体としては、ざっくりではありまするが、単純に計算しますとふえるようなふうにも見えるのですが、実質利用者にとりましては、利用したい時間だけ特定して利用ができるということで、実質的には今までの98%ぐらいの料金で利用できるのではないかという見込みを立てております。

それから、中学生への配慮ということなのですが、それにつきましては担当課長のほうからご説明申し上げます。

○委員長（高野礼子君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（飯島 進君） お答えをいたします。

中学生は今まで無料ということでございましたけれども、ほとんど利用がございません。それで、中学生の場合につきましては大会出場、それから例えば武道館ですとその教室とか、そういうことで利用する

機会がございますが、これは全て免除規定とかということで、減免規定ということでなりますので、何ら影響はないということで考えております。

○委員長（高野礼子君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） 何点かお伺いしたいというふうに思いますけれども、まず昼と夜と、区分で今までやってきましたけれども、1時間当たりということになると、その時間を管理する職員の負担といたしますか、そのカウントの仕方、例えば使用するのにはテーブルやら椅子の準備とか、終わった時点で後片づけとか、そういう時間も含めて1時間という考え方なのか、その辺。あとは、貸し出しも、例えば時間で貸し出す場合には、次の貸し出しの貸している方が使いたいというような場合の対応、その辺も弾力性を持って運用していかないと、使用する側のほう同士のトラブルみたいなものも考えられるということですので、その辺の、時間にすることについてはやぶさかではありませんけれども、時間のカウントの仕方または使用者に対する貸し出しの時間区分といたしますか、その辺の運営が難しいのかなというふうに思いますけれども、その辺はどんなふうに考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（高野礼子君） 教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 時間のまずカウントの仕方でございますが、1時間単位ということで、例えばお昼を挟んで例えば10時から2時まで借りたいといった場合ですが、その場合に、今までですと12時の1時間、昼食の時間ということで料金をとらないという空白の時間があつたのですが、これからの利用につきましては、例えば午前中借りたいという人がいて借りて、午後も引き続き借りたい。だけれども、12時から1時の間はお金もつけないので、その区間については借りたくないというような場合も想定できると思うのですが、この場合につきましては、基本的には、例えばそのあいている1時間について、他の団体が使いたいという申し出があつた場合につきましては、午前中、12時で最初の利用者は終わつただいて、次、12時から借りたいという人が借りられるような状況にさせていただくということが可能であれば、そういうお貸しの仕方もできると思います。それ以外の部分については、12時から1時についても1時間という料金が発生するということになります。

ただし、もともと公共施設でございますし、市民の施設でもございますので、前後に引き続き借りたいというような申し出がなければ、そこは市民のための柔軟な対応は考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（高野礼子君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） 説明ではわかりましたけれども、非常に管理するのは担当の職員の負担といたしますか、例えばただいまからこの会議を開きますというときからカウントするのか、例えば30分前に行ってテーブルやら椅子の準備をしたりして、その時点がスタートなのか、非常にその辺が曖昧といたしますか、難しいのかなと、その辺はどんなふうに考えているのか。

また、先ほど申し上げましたように、例えば1時間単位だということになれば、次の使用したい方に貸しましたよということで、ぴったり1時から2時まで貸します。では、2時からあきますから2時から3時まで貸しますというような貸し方になると、非常に使う者側の使い勝手が悪くなる可能性があるというふうに思うのです。その時間のチェックは当然担当の職員の方がやるのでしようけれども、例えば知り合だから多少延びても1時間におさめるとか、そういう非常に難しいやり方になってしまうのではないかと

というふうに危惧をするわけでありますけれども、その辺はどんなふう考えているのか。時間設定で負担も軽くなるような場合もあるということでありますけれども、その使用者の借りる条件ですか、その辺も、例えば1時で終わったら30分ぐらい余裕を見て3時から貸し出しますよとかという、そういう細かい配慮がないと、使うほうの側同士で、もう時間だから出ていってくださいとか、会議が終わらないのに出ていってくださいみたいな形になりはしないかなというふうに思うのでありますけれども、その辺の配慮はするのでしょうか。

○委員長（高野礼子君） 教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 考え方で言いますと、時間単位ということですので、時間、時間できちんと仕切って終わっていただかないと困るのですけれども、先ほど来申し上げていますように、今までの例えば午前中3時間単位といたしても、9時からといたしても、実際に準備の時間は8時ごろから始まっていたとか、そういうことはありますので、その辺は前後の申し込みがなければなのですが、前後の申し込みがあれば、これはちょっと難しいと思うのですが、前後の申し込みがなければ柔軟な対応はしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（高野礼子君） 3回目、印南委員。

○委員（印南久雄君） ぜひその辺をきちっと、あやふやにして4月から施行するといろんなトラブルがありますので、十分その点については配慮していただいて実施をしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（高野礼子君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 私も同じような質問をさせていただきたいとは思っていたのですが、例えば前回であれば、午前、午後、夜間ということで、決められた時間内である程度行事的なものも含めて終わりにという形になると、空白、例えば午前から午後の中では、先ほど部長答弁のように1時間の空白ができるということで、ある程度の余裕的なものが生まれるという、それらも含めて考えていった場合、例えば先ほど印南委員が言ったように、管理が非常に、予約の状況において、例えば午前中の1時間しか使わなかった。そうすると、残り3時間あいている中で、例えば予約は1時間しかとっていないけれども、実際やってみると2時間かかるというケースも、例えば講演会なんかがあっても、どうしてもその時間内に終わるというケースはやはりまれであって、講演者がどんどんしゃべっていくうちに30分延長したりとか、下手するともっと延長するような場合だってあるわけです。そういう部分においては、次に予約がすぐに入ってきた場合には、やはり全員出てそこで予約が終わるのか、そういう部分も考えていった場合に、管理の仕方、予約の仕方というのが非常に難しい部分というのが出てきてしまうのではないかなという部分においては、私は、今回この条例の改正に関しては、他の市町村とかではやっぱり同じような形での時間の料金の改定なのか、料金をとっての、そういう予約もとっての、そういうふうな設定の仕方をしているのか、その辺、大田原市のほうでは他の自治体の状況なんかも見ながら今回こういう条例の改正をしたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高野礼子君） 情報政策課長。

○情報政策課長（木下義文君） 2つ目のご質問の件なのでありますけれども、他の自治体の調査という件なのですが、一応今回時間制にするということに関しては、他の自治体のほうを調べまして、ほとんど時間制に

なっているということになっています。

以上です。

○委員長（高野礼子君） 教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 運用の面で、例えば準備をする時間とか次の団体が利用するまでの間とか、窮屈になってしまうのではないかとのご質問だと思うのですが、先ほど来、原則論を私は述べておりまして、原則はそうですよということなのですが、たびたび申しわけございませんが、運用の面で、現場にいる職員は、大体こういうものであれば全部閉まるまでにどれぐらいかかるということは想像、予想できますので、それをもとに、例えば間1時間予約を外すとかいうことは、現場で運用でできるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（高野礼子君） 高瀬委員。

○委員（高瀬重嗣君） 私からは、黒羽農業構造改善センターのところだけだと思うのですが、いろいろ見てみたのですが、営利を目的として使用する場合の料金というのがあらためて出ていまして、調べてみたのですが、これはほかの例えば会議室等とかで、入場料を徴収するのではなくて、営利を目的として貸し出す、営利を目的として貸し出さないというのに料金があったのは、この黒羽の農業改善センターだけだったので、これを取り除くという趣旨でよろしいですか。

○委員長（高野礼子君） 教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 恐れ入ります。ちょっとお時間をいただきたいと思いますが、確認しておりますので。

○委員長（高野礼子君） それでは、次の質問をさせて……いいですか、後で回答いただくということで。

○委員（高瀬重嗣君） はい。

○委員長（高野礼子君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） よろしくお願ひします。

このICT関係というお話さっき伺いまして、私たちがネットで申し込むことになるかと思うのですが、その際、4月からでも時間が無いのですけれども、これに対して、先ほど来話が出ているように、例えば10時から12時が実際の会議だとしても、例えば9時から準備を始めて1時までお借りしたいというときは、例えばの話9時から1時というふうに主催者があらかじめネット上で申し込めば、それがきっちり管理できて、当然時間が来れば、延長しないで、必ずそこには出ていくということがルール上必要かと思うのですが、ついてはそういったICTの中で、4月から運用するに当たって、その申込書とかにそういう注意書きがあるとか、その運用の方法を市民に周知する、そういう手だてというのは現在、改善点も含めてとられているのでしょうか。

○委員長（高野礼子君） 情報政策課長。

○情報政策課長（木下義文君） お答えします。

予約システムに関しては、既に10月から稼働になっているという状況で、今実際に試用期間という形で使用いただいているのかなというの、例えば準備時間と後片づけの時間を加味して予約してくださいというようなことを入れてほしいというふうなお話ですよ。

○委員（滝田一郎君） それらも含めて……

(「だって、それが常識ではないのか」と言う人あり)

○情報政策課長(木下義文君) 予約するときには、それを含めて予約していただくような形で、それぞれの窓口のほうで対応しておりますので。

○委員長(高野礼子君) 教育部長。

○教育部長(奥村昌美君) 先ほどの黒羽農業構造改善センターの括弧書きの営業の料金について除く理由ということでございますが、ただいま確認をしましたところ、過去に一件もそういう形での利用がなかったため、必要ないという判断に至ったということでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長(高野礼子君) よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより採決に入るわけでありましてけれども、採決はご承知のとおり、審査は連合であります。総務常任委員会に付託されておりますので、総務常任委員のみの採決になりますので、ご了解のほどをお願い申し上げます。

それでは、採決いたします。

議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案を可とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(高野礼子君) それでは、以上で総務常任委員会、この案件については全て終了いたしました。

総務常任委員会・建設産業常任委員会・文教常任委員会連合審査会を散会いたします。

なお、暫時休憩後、総務常任委員会を11時から始めます。ありがとうございました。

午前10時46分 散会